

川崎市告示第119号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年3月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市川崎区鋼管通一丁目2番2、2番3、2番4、2番5、2番6、2番7、2番8、2番9、2番10、2番11の各一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
該当なし
- 4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無
該当なし



5° 55' 12"
↑ 起点

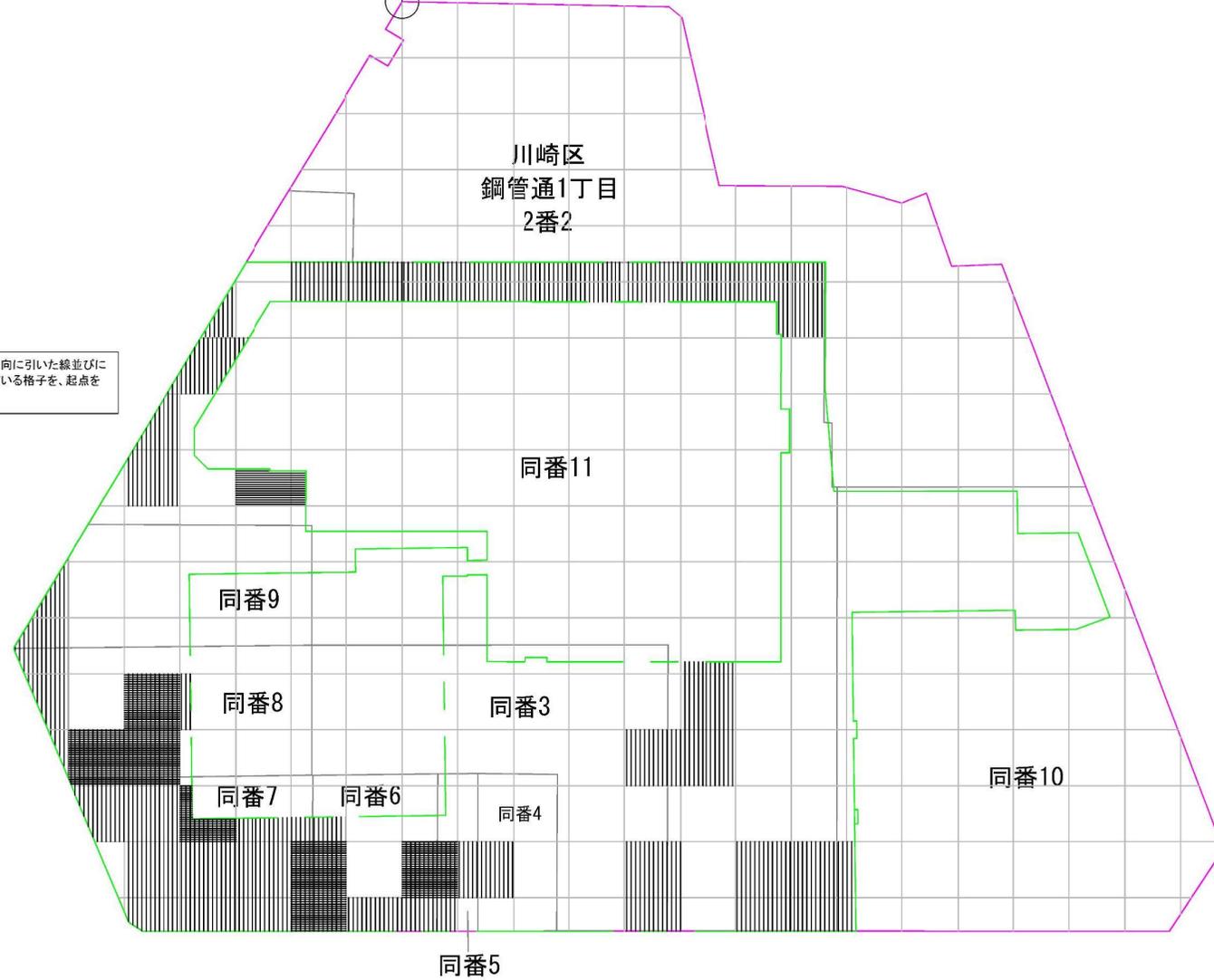
川崎区
鋼管通1丁目
2番2

【起点】
起点は、川崎区鋼管通1丁目
2番2の最北端とする。

【格子の回転角度(5度5分12秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 形質変更予定範囲(調査範囲)
- 単位区画
- 土地境界
- 指定する区域



別図